

○福生市健康づくり推進員設置要綱

平成 18 年 12 月 22 日要綱第 69 号

**改正**

平成 22 年 4 月 1 日要綱第 7 号

福生市健康づくり推進員設置要綱

(設置)

**第1条** 福生市健康づくりプラン「健康ふっさ 21」(平成 18 年 7 月 1 日決定。以下「プラン」という。)に基づき、市民の健康づくりの活動、啓発活動等を行うため、福生市健康づくり推進員(以下「推進員」という。)を設置する。

(活動)

**第2条** 推進員の活動は、プランに掲げた基本理念のもと、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 地域における市民の具体的な健康づくりの活動の企画、運営及び支援に関すること。

(2) 市が主催する各種健康づくり事業に参加し、その普及及び啓発を支援し、並びに協力すること。

(委嘱等)

**第3条** 推進員は、地域の健康づくり活動に意欲のある者で、市長が委嘱するものとする。

2 市長は、推進員に対し、福生市健康づくり推進員証(別記様式。以下「推進員証」という。)を交付するものとする。

(推進員の任期)

**第4条** 推進員の任期は、3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(遵守事項)

**第5条** 推進員は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 活動に当たって知り得た個人情報等を他に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2) 医療行為等法令上許されていない行動をしないこと。

(3) 活動に当たっては、必要に応じて事前に市との連絡調整を図ること。

(4) 推進員は、活動に際し推進員証を携帯すること。

(5) その他推進員としてふさわしい行動をとること。

(市の支援)

**第6条** 市は、推進員の養成及びその活動を推進するための支援を行うものとする。

(委嘱の解除)

**第7条** 市長は、推進員がこの要綱に定める規定に反すると認めるときは、交付した推進員証の返還を命じ、委嘱を解除することができる。

(庶務)

**第8条** 推進員に関する庶務は、福祉保健部健康管理課において処理する。  
一部改正〔平成 22 年要綱7号〕

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成 18 年 12 月 22 日から施行する。

**附 則**(平成 22 年4月1日要綱第7号)

この要綱は、平成 22 年4月1日から施行する。